

2019・10・16 (水) 14:30～16:30

①視察先

鳥取県倉吉市



②視察項目

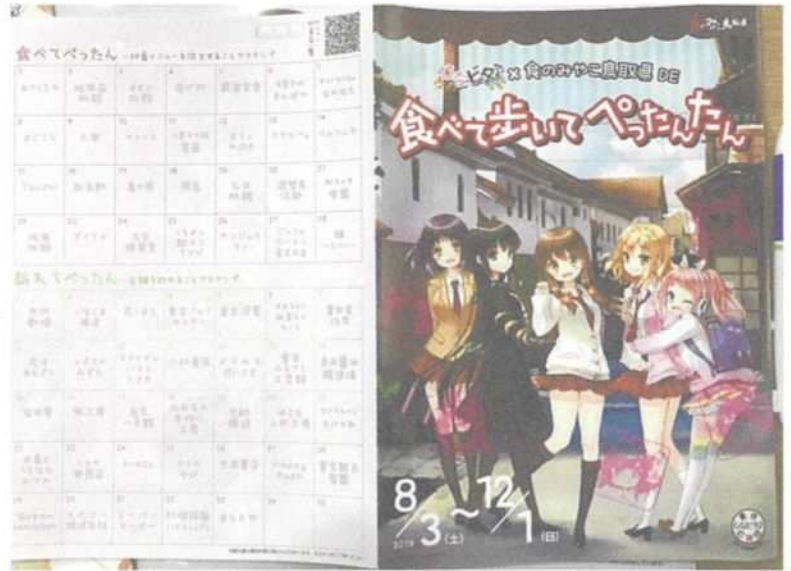
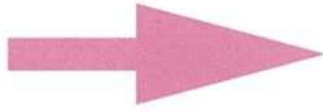
レトロ&クールツーリズムによる観光の取り組み



(株) グッドスマイルカンパニーの鳥取県 倉吉市への誘致
 水木しげる先生、などの出身地
 マンガ王国
 企業の目に留まった。
 120名の従業員 UIJターン 移住定住の定着



スタンプラリー
参考になった



課題

- 白壁土蔵群への平均滞在時間が2時間以内と短い。
- 白壁土蔵群以外の周辺観光スポットへの回遊や観光消費につながない。
- 宿泊先が倉吉市内が3割にとどまり、三朝温泉など周辺温泉地が約6割を占める。

③所感

人口減少、少子高齢化の中、全国的にも認知度がほとんどなかった倉吉市に、スマイルカンパニーというフギュアの会社の誘致があり、雇用、観光、移住定住など、多くの分野で活性化が進んでいた。

要因は「棚からぼた餅」とおっしゃっていたが、日頃からアンテナを高く、諦めず、チャンスを逃さなかったことの結果だと感心した。また白壁や倉吉がすりなどの伝統、歴史を大切にされている担当課の心にも要因があると思った。これから、さらに全国の若者の心をつかむ情報発信でバーチャルなキャラクターとのコラボ企画で、可能性が大きく、膨らんでいくと感じた。本市に於いても企業誘致を含め観光に結びつくような取り組みに活かしていきたい。

2



10・17 (木) 13:30~15:30

① 高山市



② 視察項目 みんなでつくる持続可能なまち
～市民のみなさんと進める「協働のまちづくり」～

【高山市第八次総合計画 基本理念 (2015 ~ 2024)】

市民が主役という考えのもと、多様な主体が「協働」してまちづくりに取り組むとともに、先人たちが築き上げてきたまちの財産を継承しながら、新たなまちの魅力や個性を「創造」し、将来につなげていくことで、市民が夢と希望を持ち、心豊かに暮らしていくことができる「自立」したまちを目指す

※協働

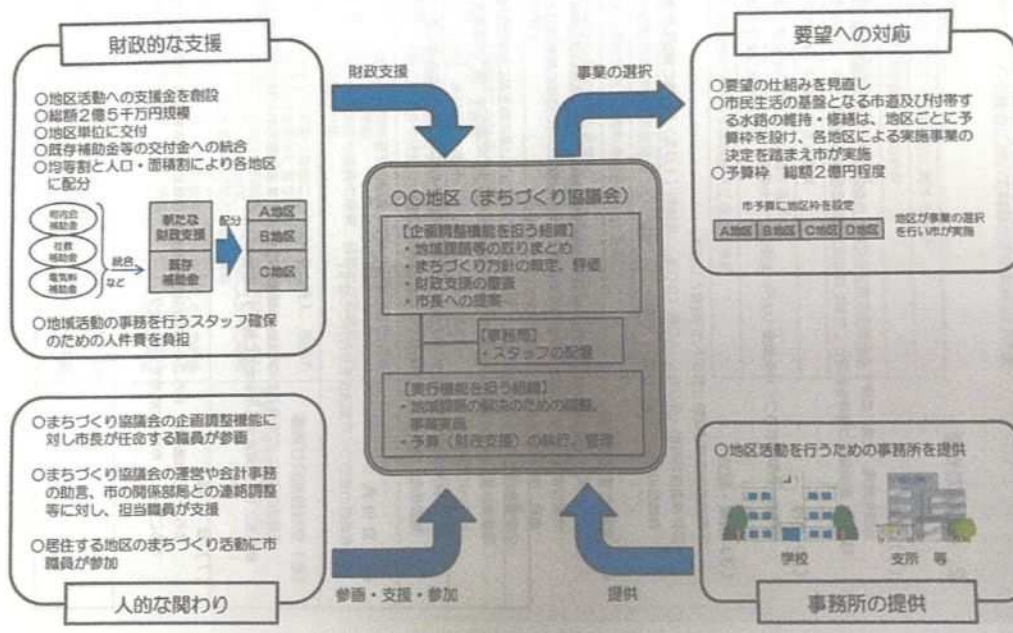
共通の目標達成に向けて、市民、地域住民組織、事業者、行政などの地域社会を構成する多様な主体がお互いの存在意義を認識し、尊重しあい、お互いの持てる能力を発揮し、ともに手を携えて活動すること

【市における「まちづくり協議会」の位置づけ】

市では、まちづくり協議会を「主体的に地域の維持・改善・振興に取り組む地域を支える担い手」として位置付けます。また、市はまちづくり協議会とともに協働して地域課題の解決に取り組みます。

イメージ

協働のまちづくり (地域ですすめるまちづくり) への市の関わり 【イメージ】



H29.3.31 提出期限 【平成 年度事業分】

情報提供書

【まちづくり協議会記入欄】

【市内会記入欄】 申請 年月 日 提出

市内会(団体)名 OO町内会 電話番号(電話) 090-1234-5678

代表者(実任者) 町内会長 高山 太郎 連絡先(電話) 携帯 090-3456-7890

代表者(兼任者) 町内会長 高野 次郎 連絡先(電話)

代表者(兼任者)

種別

場所 OO町内会 (OO電機西側道路)


面積 5 ㎡

2 ㎡

内容 詳細の模様について

併設 併設する場合は併設する内容(併設する内容)を併せて記入してください。

写真 写真(縦向き)を1枚、横向きを2枚以上、並べて貼ってください(縦向きを1枚、横向きを2枚以上、並べて貼ってください)



2. 財政的な支援

- (1) 目的
地域の維持、改善、振興する活動を支援するため、各地区のみちづくり協議会の取り組みに対して、健全財政の堅持を前提とした新たな財政支援制度を創設します。
- (2) 名称
名称は「協働のみちづくり支援金(以下、支援金)」とします。
- (3) 規模・配分
①支援金の総額は前期2億5千万円程度とします。
②支援金は町費割(60%)、人口割(30%)、面積割(10%)を基準に算出した額を、各地区の交付上限額とします。【付4】
- (4) 対象とする事業等
①まちづくり協議会が策定するまちづくり方針及び事業計画に基づき、協議会が主体的に取り組む地域の維持、改善、振興に関する事業(政治・宗教及び特定団体の啓発目的とした事業、その他補助金制度がある事業を除く)とします。
②協議会の定章や申請手続等は【P5】～【P7】に記載している内容を基に別途定めます。
③事業計画に基づく事業の実施等により支援金に債務が生じた場合は、市への返済を協議していただきます。
④市が認められた特定目的のための基金として事業計画に予め位置づけられたものにおいて、経費年度、積立金として積み立てることが可能です。
- (5) 交付先
各地区のみちづくり協議会を交付先とします。
- (6) 交付時期及び雑費
支援金は前払いができるものとし、申請書一通りで交付する予定です。また3月末まで各事業年度として翌年度の5月末までに精算することとします。
- (7) 公表
まちづくり協議会は、まちづくり方針及び事業計画、予算並びに事業報告、決算並びに支出することとし、市はその内容を公表します。

協働のみちづくり支援金において対象とする事業及び経費

<対象事業>

1. 地域コミュニティの活性化に関する事業
2. 安全、安心の確保に関する事業
3. 健康、福祉の促進に関する事業
4. 環境の保全、美化に関する事業
5. 文化の継承、振興に関する事業
6. 教育、青少年の健全育成に関する事業
7. 産業の振興に関する事業
8. その他地域の活性化や課題解決に関する事業

<対象外事業>

1. 政治活動又は宗教活動を目的とした事業
2. 特定の団体や個人の営利を目的とした事業
3. 市の補助金制度がある事業

<対象経費>

経費区分	説 明	備 考
人件費	協議会における人の雇用や役員の手当のために支払われる費用 ※) 事務担当者の雇用に係る費用、役員報酬等	
経費費	役員の謝状等に対する謝礼金 ※) 講演会や研修会の講師への謝礼金	
旅 費	協議会の関係者や協議会が認められた人の出張等に要する費用 ※) 事務局員や役員の出張、講師の交通費等に対する費用負担	
費用費	協議会の事業の実施に係る消耗品の購入、物品の取寄及び修理等に要する経費 ※) 事務や事業に係る消費品代、自動車等の燃料や使用用の印刷代、会議等における立席代、イベント時のスタッフ弁当代、チラシやポスターの印刷代、光熱水費、物品などの運送費等	対象に属する経費は対象外
役員費	主としてサービスの提供と増えらるるものの(町内会) 影響料・維持・インターネット費用料などの通信運送費、印刷・録音・テレビ、ラジオなどへの広告費、フリーニング代、イベント開催に係る保険料等	
委託料	他の事業者やNPOなどに委託して実施させるのが効果的なものに要する費用 ※) 機材の保守点検料、看板の製作料、駐車場管理料等	

③所感

地域の特色を活かしながらまちづくりをしようとしていることが伝わってきた。財政支援だけではなく、人的支援や事務所支援など充実した支援に取り組んでいると思った。特に小学校区ごとに協議会を立ち上げている事で、小学校の敷地内に事務所の設置ができており、教育委員会などの理解が得られている事に感心した。このような具体的な、行政と地域の協力があって協働のみちづくりが進んでいくと思う。また職員が各協議会に2名配置をされており、様々な相談をしながら、活動できるところも、非常に安心感があり参考になった。大分市においても協働のみちづくりが見直され課題も多くなっていることから、今回の高山市の取り組みを活かしていきたい。